## JANIS会員規約

# 目次

穿	第1章 彩	8則	. 1
	第1条	会員規約の適用	. 1
	第2条	会員規約の変更	. 1
	第3条	通知及び同意の方法	. 1
	第4条	通知の種類	. 2
	第5条	合意管轄裁判所	. 2
穿	第2章 サ	ナービス	. 2
	第6条	サービスの種類	. 2
	第7条	会員契約に基づき提供するサービス	. 3
	第8条	個別サービス契約に基づき提供するサービス	. 3
穿	亨3章	<b>契約の締結等</b>	. 3
	第9条	会員契約の申込み	. 3
	第10条	会員契約の成立	. 3
	第11条	登録内容の変更	. 4
	第12条	休止•再開	. 4
	第13条	会員による退会申請	. 4
	第14条	個別サービス契約の申し込み	. 5
	第15条	個別サービス契約の解約	. 5
穿	54章 禾	刊用料金	. 5
	第16条	利用料金等	. 5
	第17条	利用料金支払い方法	. 6
穿	第5章	契約者の義務等	. 7
	第18条	本サービスの利用	. 7
	第19条	ID等の管理義務	. 7
	第20条	利用環境の整備	.8

	第21条	禁止事項	8
第	6章 当	台社の義務等	9
	第 22 条	維持責任	9
	第23条	本サービス用設備の障害等	9
	第 24 条	個人情報の取扱い	. 10
	第25条	通信の秘密の保護	. 10
第	7章 利	月用の制限、中止および停止	. 11
	第 26 条	利用の制限	. 11
	第27条	利用制限の解除等	. 12
	第28条	利用中止	. 12
	第29条	本サービスの利用停止	. 12
	第30条	会員契約の解除	. 12
第	8章 指	]害賠償等	. 13
	第 31 条	責任の制限	. 13
	第32条	免責事項	. 13
第	9章 反	「社会勢力の排除	. 14
	第 33 条	反社会勢力の排除	. 14

## JANIS会員規約

#### 第1章 総則

#### 第1条 会員規約の適用

この会員規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社長野県協同電算(以下「当社」といいます)が提供するインターネット接続サービスであるJANISインターネットサービス(以下「本サービス」といいます)の本規約第10条所定の契約(以下「会員契約」といいます)を有するすべての会員(以下「会員」といいます)に適用します。当社が別途規定する利用規約等個別規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定が異なる場合には、別段に定めのある場合を除き個別規定が優先するものとします。

#### 第2条 会員規約の変更

当社は、次のいずれかに該当する場合には、個別に会員と合意することなく本規約を変更 することがあります。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容 の相当性及びその他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の30日以上前にあらかじめ会員に通知いたします。
- 3 変更後の規約は、当社の決めた効力発生日より効力を有するものとし、以降、本サー ビスは変更後の規約によります。

#### 第3条 通知及び同意の方法

当社から会員への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービスで提供する電子メール、本サービスのホームページ、電話またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

2 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、会員がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

- 3 第1項の通知が本サービスのホームページで行われる場合、当該通知が掲示され、会員が本サービスのホームページにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 4 第1項の通知が電話で行われる場合、第9条で規定する会員契約で登録した電話番号に対して発信し、会員または第18条に規定する同居の家族との会話をもって会員への通知が完了したものとみなします。

#### 第4条 通知の種類

第3条により、当社が会員に対する通知は次のとおりであり、この通知に対して、一律行われることに会員は同意するものとします。ただし、通知が電子メールで行われる場合、以下の(1)(2)(3)(4)を除く通知については配信拒否申請がある場合には、この限りではありません。

- (1) 毎月のご利用料金のお知らせ
- (2) 個人情報の取扱いに関する会員の同意を求めるためのご連絡
- (3) 申し込み情報の不備確認及び回線開通等契約に関する情報確認のご連絡
- (4) 本規約の改定に関するお知らせ
- (5) 本サービスのサービス向上のためのアンケート実施のご連絡
- (6) 会員に有益と思われる関連するサービス、商品、お知らせ等の情報
- (7) メンテナンス実施、障害発生等のご連絡
- (8) その他、本サービスをご利用いただくうえでの注意、お知らせ等、当社が必要と 認めた周知に関する事項

#### 第5条 合意管轄裁判所

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 第2章 サービス

#### 第6条 サービスの種類

本サービスは、会員のみが利用できます。会員資格の有するもの全てが提供を受けること のできるサービス(以下「会員サービス」といいます)と、以下に定める個別サービス契 約を締結した会員が提供を受けることのできるサービス((以下「個別サービス」といい ます)によって構成されています。

## (1) 会員サービス

会員資格は、第9条で規定する会員契約が成立した日より第13条の規定に従い会員が 退会を申請し退会が成立するまでの間、もしくは第30条に従い当社が会員契約の解除 を行うまでの間有効になります。当社は、会員が会員資格を有する間、会員契約の申し 込み時及び登録内容の変更時等に会員より申請された内容及び本サービス利用のため 付与された顧客番号、メールアドレスなどの情報を保持するものとします。

#### (2) 個別サービス

個別サービスとは、会員が利用回線毎に契約する接続サービス(以下「接続サービス」といいます)や付加サービスなどをサービス毎に第14条に従い申し込みを行うことにより成立する契約です。サービス個々の定めがある場合を除いて毎月の1日をはじめとして月末を終わりとする月単位の契約となります。会員が第15条に定めるサービス契約の解約を行った月の月末もしくは第30条に定める当社によるサービス契約の解除の日までの間、毎月自動更新されるものとします。

## 第7条 会員契約に基づき提供するサービス

会員資格を有するものは、1接続契約に対し1つの電子メールアドレスを付与しメールサービス (Web メール、ウイルスチェックは標準装備) が利用できます。

## 第8条 個別サービス契約に基づき提供するサービス

会員は、サービスごとの個別サービス契約を締結することにより、サービスがご利用になれます。ただし、当社はサービスの継続性を保証するものではなく、第2条の規約に従いサービスの改廃を行う権利を有するものとします。

#### (1) 接続サービス

当社が提供する各種接続サービスで、会員の利用形態にあわせて様々な接続サービス を選択することができます。会員は、1つ以上の接続サービスと契約する必要がありま す。

#### (2) 付加サービス

当社が提供する付加サービスで、会員の任意による申し込みにより様々な付加サービスを利用することができます。セキュリティソフト、追加メール等があります。

## 第3章 契約の締結等

#### 第9条 会員契約の申込み

当社は、会員資格を有しないものが接続サービスの契約の申込をした場合(以下「申込者」 といいます) 同時に会員契約の申込みが行われたとみなします。

2 申込者は、契約の申込を行った時点で、この本規約の内容に対する承諾があったもの とみなされます。

### 第10条 会員契約の成立

当社は、契約の申込に対し、必要な審査・手続等を経た後にこれを承諾します。当社が承諾した場合は、文書により通知します。文書の発信日が会員契約の成立日となります。

2 申込者が以下の項目に該当する場合、当社は当該会員契約を締結しない場合があり

ます。

- (1) 申込者が日本国外に居住する場合
- (2) 申込者が、過去に本規約違反等により、会員の会員資格の取消が行われている場合
- (3) 申し込み内容に虚偽があった場合
- (4) 利用の申込を承諾することが技術的に困難である場合
- (5) 利用の申込を承諾することが当社の業務遂行上支障がある場合
- (6) 当社が、申込者を会員とすることを不適当と判断する場合

#### 第11条 登録内容の変更

会員は、入会申し込み等において、届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定 の変更の届出を、当社に行うものとします。その際、当社は、届出の内容を証明する書類 を提出していただくことがあります。

- 2 会員は、前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達 すべきときに到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承認するものとしま す。また、これにより会員に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものと します。
- 3 会員は、支払い方法をクレジットカードへ変更する場合、またはクレジットカード番号を変更する場合、当社の用意するWebページから登録申請します。当社は、クレジットカード会社の受諾をもって当社の情報を変更します。

#### 第12条 休止・再開

当社が別途定める場合を除き、会員は、所定の方法で届出をすることにより、本サービスの利用を一時的に休止することができます。休止申請を行った会員は、再開申請を行うことで本サービスの利用を再開することができます。休止および再開申請を行う会員は、これに関する当社が別途定める事務手数料の支払いを同意します。

最長の休止期間は、休止申請後2年経過後の最初の3月末となります。当社は、会員より 期間終了までに再開または休止延長の連絡がない場合は、第30条により契約を解除いた します。

#### 第13条 会員による退会申請

会員は、月末をもって退会するものとし、退会希望月前月までに書面または当社が別途定める手順にて届け出るものとします。接続サービスの解約申請と同時に退会申請を行うものとし、特別の事情がない限り会員本人が当社に申請し、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、会員が退会に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。また、会員は、退会以降に第16条に規定する利用料金が発生している場

合、退会月以降であっても、第17条で指定したお支払い方法、または、別途当社が指定 する方法により支払いを行うことに同意します。

- 2 会員は、当社が退会に際し条件等を定めている特典を利用している場合、退会に際し 個別の制限または条件に基づき退会するものとします。
- 3 会員は、退会後の個人情報の削除及び保管期間に関しては、当社が適当と判断する相当の期間について保管するものとし、その後、削除することに同意します。

#### 第14条 個別サービス契約の申し込み

会員または申込者は、当社が別途指定する所定の手続に従って、個別サービス契約を締結することができます。個別サービス契約は、申し込み後、当社が必要な審査・手続により個別サービスの利用準備が終了した後から成立するものとしますが、利用開始日は別途定める個別サービスの定めによるものとします。

- 2 会員または申込者は、当社が個別サービスを提供するにあたり会員または申込者に とって不利益と判断した状況について、当社の定める基準に従い条件を設定する等、 適切に対応することに同意するものとします。その場合、当社は、会員または申込者 に対し、個別サービスの設定を変更する方法を提示するものとします。
- 3 当社は、会員または申込者に対して前項を行うにあたり会員または申込者に損害が 生じ、それが当社の責に帰すべき理由がある場合は、第31条の範囲内で賠償します。

#### 第15条 個別サービス契約の解約

会員は、当社が別途指定する所定の手続に従って、個別サービス契約を個別に解約することができます。

- 2 接続サービスの解約手続により、すべての接続契約がなくなる場合は、第13条による退会手続が同時に申請されたとみなされます。
- 3 会員は、当該サービス契約に関して、解約申請月までの月額料金を全額支払うものとします。なお、会員は、当該サービスの解約以降発生した利用料金についても、第17条で指定したお支払い方法、または当社が別途指定する方法により支払うことに同意します。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、会員が解約に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することはありません。ただし、個別サービス契約の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。

## 第4章 利用料金

## 第16条 利用料金等

会員は、サービス契約の締結に基づき別途当社が定めた本サービスの月額接続料・付加機 能月額料金(以下「利用料金」といいます)を支払うものとします。当社は、会員に対し、 利用料金支払い開始日以降、毎月、暦月に従って計算した利用料金を請求します。

- 2 当社は、当社の定めた本サービスの利用開始日の属する月の翌月 1 日より利用料金 の請求を開始いたします。
- 3 当社は、利用解除日の属する月の末日までサービスを提供したものとみなし、当該月 の利用料金を請求します。
- 4 当社は、月額固定料金など月次の自動更新契約となる利用料金の変更は、第3条による方法で会員に料金変更予定日の30日以上前に通知を出すことにより、改定することができるものとします。

## 第17条 利用料金支払い方法

会員は、当社が指定する方法で利用料金を支払うものとし、会員契約の成立後、2か月以内に正規な支払方法の手続きを完了させることに同意します。

- 2 当社が利用料金の回収をCATVに委託している接続サービスを契約している会員は、当該CATVの定める関連規定に従うものとします。
- 3 2 項以外の接続サービスを契約している会員は、利用料金の支払いについて以下の方 法のいずれかを指定し、本条第 4 項から第 6 項までの規定に従って各必要事項につ いて登録、申請を実施するものとします。
- (1) 口座振替
- (2) クレジットカード
- (3) 振込
- (4) 一括請求
  - 一括請求は、JA長野県グループの組織のみが選択できる方式です。
- 4 会員は、お支払い方法として口座振替を指定する場合には、以下の事項に従うものと します。
- (1) 会員は、当社が定める申し込み期限内に支払口座情報を登録する手続きをするものとします。当社は、期限内に有効な手続きが完了されない場合、直ちに第29条による利用停止を行います。
- (2) 口座振替による料金の支払いは、毎月12日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に会員指定の口座から引き落とされることにより行なわれるものとします。
- 5 会員は、お支払い方法としてクレジットカード利用を希望する場合、当該クレジットカード会社が定める関連規定に従うものとします。なお、以下の行為を禁止します。 禁止行為が判明した場合は、当社は、直ちに本サービスの提供を中止し、第30条による解除処理を行います。
- (1) クレジットカードの氏名を偽称する行為
- (2) 他人のクレジットカードを不正に使用する行為
- (3) その他、クレジットカード会社あるいは金融機関が不適切と判断する行為

- 6 会員は、お支払い方法として振込を指定する場合には、当社が発行する請求書の発行 日から2か月以内に当社の指定する口座への入金を行うものとします。その際の振 り込み手数料は会員の負担とします。
- 7 会員は、支払方法確定までの間に第 16 条に規定する利用料金が発生した場合には、 会員が登録したお支払い方法により、遡って支払いを行うことに同意します。
- 8 会員は、会員契約の成立後、2か月以内に正規な支払方法の確定ができなかった場合、 既に発生した第16条に規定する利用料金について、遡って当社が発行する請求書に 基づき速やかに当社指定口座へ支払いを行うことと、その際の振り込み手数料は会 員負担とすることに同意します。
- 9 会員は、支払方法未確定の期間中であって、第21条に規定する禁止事項に抵触した と判断される場合には、本サービスの利用を停止することに同意します。

#### 第5章 契約者の義務等

### 第18条 本サービスの利用

会員は、本サービス利用にあたり接続サービス単位にネットワーク I Dを 1 つ付与されインターネット接続ができます。

- 2 会員は、同居の家族(以下「家族利用人」といいます)に限り本サービスを利用させることができます。ただし、会員が設置した機器を介したインターネット接続については、当社が許諾する接続方法において、会員が許可した者に限り、その接続を認めます。その場合、会員は不特定の第三者からのインターネット接続を拒否する対策を講じる必要があります。
- 3 会員は、本サービスの利用にあたり以下の義務及び責任を負うものとします。
- (1) 会員は、家族利用人、及び会員が許可した者に本規約を遵守させる義務を負うものであり、家族利用人の本サービス利用と、会員が許可した者のインターネット接続における一切の責任を負うものとします。
- (2) 会員は、家族利用人、及び会員が許可した者が第三者等に損害を与えた場合は、会員 が責任を持って対処するものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第19条 I D等の管理義務

会員は、当社が会員に付与する、ネットワーク I D 及びメールアドレス、パスワードの管理責任を負うものとします。

- 2 ネットワーク I D及びメールアドレス、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第 三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いま せん。
- 3 会員は、ネットワーク I D、メールアドレス及びパスワードが盗まれたり、第三者に 使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段に

より、連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

#### 第20条 利用環境の整備

会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態を準備するものとします。

会員は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

当社は、当社の監視により、本サービスに接続されている会員の端末設備等に異常がある場合または異常があると疑われる場合は、該当の会員へ注意喚起を行うと共に、会員に対し端末設備等適切な検査の実施を要求することがあります。

#### 第21条 禁止事項

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉及び信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、または結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等 を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはそ の送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる 危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは 使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、 金銭の貸付の広告行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムを送信または掲載する行為
- (13)無断で第三者に広告、宣伝もしくは 勧誘のメールを送信する行為、または社会通念 上第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支 障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書 偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)す る行為
- (17)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する 行為
- (18)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれ、または第三者に危害の及ぶおそれ高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号いずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様ま たは目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害する情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21)会員としての権利、立場を、第三者等に譲渡、承継または行使させる等の行為ただし、契約当事者死亡により当社が別途指定する手順・方法にて承継する場合を除きます。
- (22)公職選挙法で規制及び禁止する選挙運動行為
- (23) その他、公序良俗に違反し、または第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (24) その他、当社または第三者に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのあると当社が判断した行為
- (25) その他、上記に類する当社が不適切と判断する行為

#### 第6章 当社の義務等

第22条 維持責任

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者 の注意をもって維持します。

第23条 本サービス用設備の障害等

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限

- り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
- 2 当社は、当社が設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理または復旧いたします。
- 3 当社が他の電気通信事業者から提供を受けた設備に障害が生じたことを知ったとき は、当該電気通信事業者にその設備の修理または復旧を指示します。
- 4 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の一部を当社の指定する第三者に委託できるものとします。

#### 第24条 個人情報の取扱い

当社は、本サービス提供、問い合わせ、苦情処理、出張サービスおよび会員への通知を行うため、会員より氏名、住所、電話番号、メールアドレス等個人を認識もしくは特定できる情報(以下「ユーザー情報」といいます)を収集し利用いたします。当社は、本サービスのホームページ上に掲示する個人情報保護方針に基づき、適切に管理し、会員の個人情報等を本人の承諾なく本人以外に開示、提供せず、本サービスの提供に必要な範囲を超えて利用することはありません。

- 2 当社は、前項にかかわらずユーザー情報を以下の条件に適合する場合、第三者に提供することがあるものとします。
- (1) 刑事訴訟法等法令に基づきユーザー情報の開示を当社が求められた場合
- (2) 弁護士法第23条の2により開示が求められた場合で、かつ、本規約第21条に定める禁止事項に該当する事由があると、当社が合理的に判断する場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが 困難であるとき
- 3 当社は、会員の個人情報の適切な管理を契約等で義務付けた本サービスに関する業務委託先に、会員のユーザー情報を預託することができるものとします。
- 4 当社は、会員よりの自身のユーザー情報の照会、訂正、削除等の連絡があった場合、 内容を検討し、合理的な期間内に適切に対応するものとします。

## 第25条 通信の秘密の保護

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき 保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存し、 第三者に開示または漏洩することはありません。

- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条 (令状による捜査) その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、契約者が第21条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの 提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められた場

合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信 の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

## 第7章 利用の制限、中止および停止

## 第26条 利用の制限

当社は、本サービスの運営に関し、重大な支障の発生や正常な業務運用が阻害されるおそれがあるときは、本サービスの利用を制限することがあります。当社が行う行為に対し、 会員はなんらかの請求権を取得することはないものとします。ただし、当社に責がある場合は、その限りではありません。

- 2 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順またはアプリケーションを用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等により、その電気通信の速度や通信量を制御することがあります。
- 3 当社は、会員が継続的に発生させるトラヒックにより、本サービスに使用する設備に 過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、 本サービスの利用を制限することがあります。
- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を 防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利 を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、会員等に事前に 通知することなく会員等の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映 像を閲覧することができない状態に置くことがあります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。
- 6 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部または一部の利用の制限または中止する措置をとることがあります。
- 7 当社は、アクセスしただけでマルウェア(不正かつ有害な動作を行う、悪意を持った ソフトウェア)に感染させる可能性の高いウェブサイト(以下「マルウェア配布サイト」)に関して、当社設備で必要な範囲において通信(アクセス先 IP アドレスまた は URL)を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪 性サイトリストに基づき、会員がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア 配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚 起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。
- 8 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃に おいて、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバーコンピュータ(以下「C&C サーバー等」)へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通 信(宛先 FQDN)を検知し、当社が指定する C&C サーバー等リスト作成管理団体から

提供される C&C サーバー等リストに基づき、会員が、インターネット上のサーバーに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバー等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。

- 9 当社は、当社の電気通信設備(これに付属する設備を含みます。)を不正アクセス行 為から防御するため必要な場合、サービスの全部または一部の利用を中止する措置 を取ることがあります。
- 10 本サービスの運営上で必要と思われる場合、会員からアップロードされたファイルや情報などを削除することができます。

#### 第27条 利用制限の解除等

会員は、前条の第7項及び第8項による、当該制限(検知及び一時停止等または遮断)の 措置の解除申請を書面等により請求することができるものとします。

#### 第28条 利用中止

当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、一時的に本サービスの全部または一部 の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守または工事を行う場合
- (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ない場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、停電その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (4) その他、運用上または技術上の問題により、サービスの一時的な中断が必要と判断し、やむを得ない場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめ会員へ 通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありませ ん。

#### 第29条 本サービスの利用停止

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止すること があります。

停止理由は、文書にて会員に通知することとします。

- (1) 料金等の支払債務の履行遅延が2か月続いた場合
- (2) 第21条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) その他、本規約に違反した場合

#### 第30条 会員契約の解除

当社は、会員が以下の項目に該当する場合、事前に通知することなく当該会員の契約の解

除ができるものとします。

- (1) 入会申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 第29条の本サービスの利用停止の要因事由を1か月以内に解消しない場合
- (3) 休止申請後2年が経過し、最初の3月末までに再開申請が行われない場合
- (4) クレジット決済に関する禁止事項を行ったことが判明した場合
- (5) 第11条で規定する登録内容の変更を相当期間怠ったと当社が判断した場合

## 第8章 損害賠償等

#### 第31条 責任の制限

当社は、自己の責めに帰すべき事由により、本サービスがまったく利用し得ない状態が生じた場合において、当該状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した時に限り、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるものとします。)に月額基本料金の30分の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額を上限として、会員に現実に生じた通常の直接損害を賠償する責を負います。

- 2 当社の故意または重大な過失により本サービスが提供されなかったときは、前項の 規定は適用されないものとします。
- 3 天災等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害、当社の予測可能性 のない特別な事情から生じた損害、または逸失利益を含む間接損害について、当社は 賠償責任を負わないこととします。

## 第32条 免責事項

当社は、会員が本サービスの利用制限、中断、停止及び解除その他原因の如何を問わず本サービスを利用できなかったことにより損害を被ったとしても、「第 31 条責任の制限」による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

- 2 当社は、当社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務をお わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項 と同様とします。
- 3 当社は、会員が本サービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、 正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
- 4 当社は、会員の行為については、一切の責任を負わないものとし、会員は、第三者と の間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社に損 害を与えた場合には、該当損害を賠償する義務を負うものとします。
- 5 当社は、天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、当社の責めに帰しえない事由により会員が被った被害においては、一切責任を負わないものとします。

## 第9章 反社会勢力の排除

## 第33条 反社会勢力の排除

当社および会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「反社会 的勢力」といいます)のいずれでもなく、また、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する ものでなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属するものではない ことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約します。

- 2 当社および会員は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をする ことなく契約を解除できるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 相手方が反社会勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- 3 会員及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、 これを賠償する責を負わないものとします。

以上

#### 付 則

この会員規約は、令和2年4月1日から実施します。